

平成 28 年 2 月 24 日

環太平洋パートナーシップ（TPP）協定に伴う制度整備の 在り方等について（案）に関する意見

一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会
専務理事・事務局長 久保田 裕

第 4 節 著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段（アクセスコントロール）に関する制度整備について

今回、TPP 協定に伴う制度整備にあたり、標記に関し、「アクセスコントロールにより確保される著作権者等の利益は基本的に著作権法による保護の対象とすべきものと評価し、当該手段の回避行為及び回避機器の流通等に一定の救済を認めることが適切である」とされ、著作権法においても、現行の不正競争防止法第 2 条第 7 項と同様の「信号付加型」及び「暗号型」の 2 種類の技術方式を保護の対象とすることが適当とされた。この方向性については、著作権者の利益の保護に資するものとして歓迎する。

ネットワーク・クラウド環境下で著作物を取り扱うことが一般的となっている現在、著作権者は支分権該当行為（特に複製行為）ではなく、著作物へのアクセスを管理することが主流となっており、その方法としては、認証技術を含むプログラムが多くの著作権者等によって実装されている。認証技術をはじめとする新たな技術的手段を回避する装置、プログラム等について、それらを含むべきか否かについてまで検討が及ばなかったことについては、時間的な制約の中、制度整備をなさなければならなかったという事情を勘案すれば、やむを得ないものであったことは理解するが、上様の実状に鑑み、引き続き技術的手段の保護のあり方については検討を進めていただきたい。その際には、技術が日々進展していることをからも技術的側面のみを判断基準とするのではなく、当該技術的手段を施すことにより著作権者等が期待する効果、当該技術的手段の普及度合い、当該技術的手段が回避される結果著作権者等にもたらされる被害等の実態などを勘案した制度整備がなされるよう重ねて要望する。

以 上